

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

湯沢町の総人口については、昭和30年以降の国勢調査によれば、平成2年の9,986人以降減少し、平成22年が8,396人、平成27年は8,046人、令和2年7,767人と減少傾向にある。また、国立社会保障・人口問題研究所が平成30年3月に発表した推計によると将来推計人口は2045年時点で5,375人と令和2年に比べ2,392人、55.5%の減少と、今後人口減少スピードは増していくものと見込まれている。

令和2年の国勢調査で年齢3区分別人口を見ると、年少人口(0~14歳)8.9%、生産年齢人口(15~64歳)52.5%、老年人口(65歳以上)38.7%となっており、老年人口が増加し、年少人口、生産年齢人口が減少している状況にある。また、湯沢町の産業別比率は、第3次産業が82.0%となっており、次に第2次産業が14.7%、第1次産業が3.2%となっている。

町の基盤である観光を中心として、宿泊業、飲食サービス業、建設業、卸売業及び小売業など、さまざまな業種の中小企業が湯沢町の経済を支えている。しかし、人口減少や少子高齢化により、町内の中小企業は人手不足や後継者不足に直面しており、労働力の確保が課題となっている。今後より一層、中小企業の経営を支援し、地域経済の活性化に取り組んでいく必要がある。

(2) 目標

湯沢町では、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、町内中小企業者の生産性向上を図る。

そのための先端設備等導入計画の認定数は、年平均3件以上を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

湯沢町は、町内のさまざまな業種の中小企業を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

湯沢町の産業は、多様な業種が特定の地域に限らず、広域に立地していることから、本計画の対象区域は、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

町内のさまざまな業種の中小企業の活動を支援する観点から、本計画の対象業種・事業は、全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間の期間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・町税を滞納していないこと。